

2021年（令和3年）8月25日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
法務大臣 上川 陽子 殿
内閣府特命担当大臣（金融） 麻生 太郎 殿
総務大臣 武田 良太 殿
文部科学大臣 萩生田 光一 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿
経済産業大臣 梶山 弘志 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 井上 信治 殿
消費者庁長官 伊藤 明子 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏
〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地
電 話 075-211-5920
F A X 075-746-5207

成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める意見書

当団体は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

第1 意見の趣旨

- 1 国に対し、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」制定の際の参議院附帯決議の内容とされた、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の法整備を始めとする各課題に対する措置の速やかな実現を求める。
- 2 仮に1が実現されないときには、成年年齢を引き下げる法律の施行日を延期することを求める。

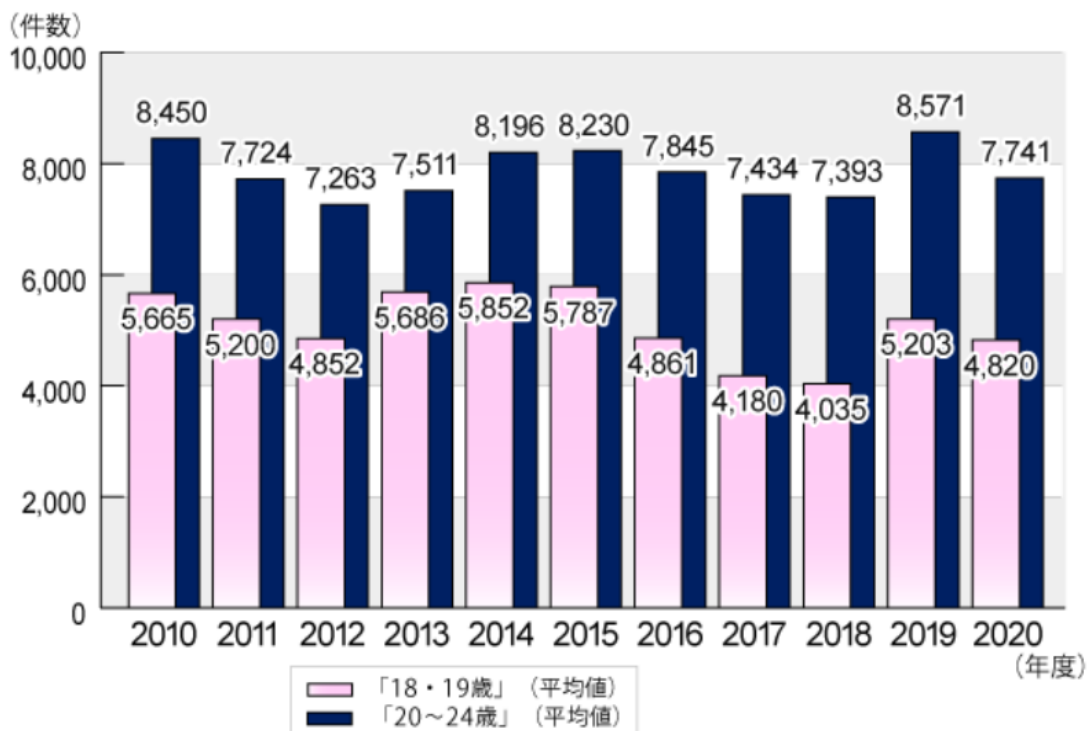
第2 意見の理由

1 若者をターゲットとする消費者被害の実態

契約当事者の年齢が「18・19歳」「20～24歳」の年度別相談件数をみると、「20

～24 歳」の相談件数の平均値は、「18・19 歳」の相談件数の平均値の概ね 1.5 倍となっている。

PIO-NET にみる「18・19 歳」「20～24 歳」の年度別相談件数（平均値）¹



20 歳代の若者に関しては、① SNS の自分のアカウントに知らない人から「ネットビジネスに興味がないか」とメッセージが届き、喫茶店で儲かる情報商材の購入を勧められ、断り切れず高額な情報商材を契約してしまった、という事例や²、② 大学の寮の先輩に紹介された人から「投資用 USB を使用すると、1 万円を 1 年間で何百万にすることができる。」と説明され、その時はまだ 19 歳だったため、20 歳になってから投資用 USB を購入し、学生ローン 3 社から合計 50 万円を借り入れて代金を支払った。ところが、勧誘時の説明と異なり全く儲からなかった、等のトラブルが報告されている³。

このような若者をターゲットとする消費者トラブルがみられる中、民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（以下「本法律」

¹ 国民生活センター報道発表資料「狙われる！？18 歳・19 歳「金」と「美」の消費者トラブルに気をつけて！」（令和 3 年 4 月 8 日）。

² 同上。

³ 同上。

という。)の施行日である令和4年4月1日が、あと7か月と迫っている。直ちに対策を採らなければ、成年年齢引下げにより未成年者取消権を失う18歳、19歳の若者がターゲットとなり、消費者被害が拡大することは明らかである。

2 成年年齢引き下げの条件となる若者の消費者被害防止のための制度整備が不十分であること

(1) 法制審議会意見で示された条件

法制審議会の「民法の成年年齢引下げについての意見」(平成21年10月21日。以下「法制審議会意見」という。)では、結論を「民法の成年年齢を18歳に引き下げることが適当」としながら、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれの解決に資する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れたこと、が引下げの前提条件とされていた。

法制審議会意見を受けて本法律案が2018年(平成30年)の通常国会に提出され審議がなされたが、上記の条件がほとんど達成されていないことが明らかになる中、同年6月に本法律は成立した。

(2) 附帯決議で必要とされていた措置

このような成立の経緯から、参議院法務委員会は、全会一致で、①知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設することなど、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うことにつき早急に検討を行い、法成立後2年以内に必要な措置を講ずること、②若年者のマルチ商法等の被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること、③自立した消費者を育成するための教育の在り方を質量共に充実させること、④成年年齢引下げについての周知の徹底、⑤施行日までに、これらの措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること等について、格別の配慮をすることを内容とする附帯決議(平成30年6月12日)を行った。

この附帯決議は、法制審議会意見が掲げた前提条件を未達成のまま本法律が成立したという状況を踏まえ、法施行までに必ず実現すべき課題として明記したものであり、これらの課題を実現するための期間を設けるため、本法律の施行日は、成立後3年10か月という長期の準備期間後の2022(令和4)年4月1日とされ

た。

(3) いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権を始めとする制度整備が不十分であること

「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」(消費者庁)において若者の消費者被害に遭う心理的要因を分析した結果、情報商材被害やマルチ商法被害を筆頭とした、高揚感あるいは期待感をあおられて契約に至る被害類型や、本来の意思決定から注意がそれたり思考の範囲が狭まったり、思考力が低下した心理状態(浅慮)で契約に至る被害類型が多く見受けられることが報告された。

そして、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」(消費者庁)では、これら被害を救済する規定の必要性が強く指摘され、つけ込み型不当勧誘取消権の創設に関して議論がなされた。ところが、その後開催された「消費者契約に関する検討会」(消費者庁)では、今現在においても、若者の消費者被害を広く救済するための、つけ込み型不当勧誘取消権の創設についてはその目途すら立っていない。

(4) 消費者教育の実施が不十分であること

また、消費者教育についても、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとは言えない。さらに、成年年齢引下げに伴う18歳、19歳の若者の未成年者取消権の喪失による消費者被害拡大のおそれについて周知がなされているともいえない。

3 結論

以上より、本法律成立から3年以上が経過した現時点でも、附帯決議が求める施策の実施は不十分であると言わざるを得ない。

よって、国に対し、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」制定の際の参議院附帯決議の内容とされた、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の法整備を始めとする各課題に対する措置の速やかな実現を求める。万一、これが実現されないときには、成年年齢を引き下げる法律の施行日を延期することを求める。

以上